平成２８年（フ）第７５５号
京都府相楽郡精華町光台７丁目６番地１
債務者　杉野　歳久（旧姓藤原）
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７７３号
京都市左京区北白川下池田町122番地　レジデンス北白川302
債務者　赤木　寛子
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
兵庫県姫路市宮上町１丁目163番地４
債務者　来田　一郎
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４９１号
広島市安佐南区大町東１丁目９番26―203号
債務者　御堂河内章
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９２号
広島市安佐南区大町東１丁目９番26―203号
債務者　御堂河内節子
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５８号
福岡市早良区有田団地７番204号
債務者　植木マツヱ
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７０号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目28番地　セジュールウイング110号
債務者　大瀬戸洋子
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１７６号
福岡市中央区今泉２丁目４番33―1305号
債務者　荒木　隆行
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８８号
福岡市南区屋形原３丁目43番５―102号
債務者　櫻井眞智子
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８号
富山市上袋712番地　シニアプライベートハウスちゅらさん102号、前住所富山市婦中町蛍川68番地29
債務者　早瀬美千代
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
富山県滑川市中野島2747番地　ベル・ガーデンＣ棟103
債務者　小竹　幸男
１　決定年月日時　平成28年８月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬1501号
債務者　上田千香子
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
宮城県大崎市古川江合本町１丁目３番25号　グリンピュア古川Ｂ棟110号
債務者　福士　雄一（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
福島県白河市旭町３丁目84番地　ジュネス旭町Ａ－３
債務者　堀　久美子
１　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１０３７号
名古屋市昭和区白金１丁目12番７号、従前の住所津市栄町３丁目243番地　関権第３ビル702号
債務者　ワークショップめのぱこと　刀根　一哉
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９９号
神戸市北区君影町３丁目１番28―201号
債務者　加藤久壽夫
１　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９５号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目36番１―401号
債務者　槇　健太郎
１　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係